

京都市立学校保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第114号

京都市立学校保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

第1条第2項第2号ア中「の減免」の右に「(京都市市税条例第35条第2項第3号の規定によるものに限る。)」を加える。

別表第1非課税世帯及び養育里親等の項中「900」を「0」に、

「

800

円」を「

0

円」に改め、均等割課税世帯の項中「1,300」

を「0」に改め、その他の世帯の項中

「

9,500	4,600	9,000	4,600
11,400	5,300	10,100	5,100
12,200	5,900	11,400	5,700
12,900	5,900	12,000	5,900
13,100	5,900	12,300	5,900
13,200	5,900	12,500	5,900
14,200	6,500	13,400	6,500
14,200	6,500	13,900	6,500
14,200	6,500	14,100	6,500
14,200	7,100	14,100	7,000
14,200	7,100	14,100	7,000
14,200	7,100	14,100	7,000
15,900	7,900	14,100	7,000

を

」

「

10,000	4,600	9,100	4,600
11,900	5,300	10,100	5,100
13,200	6,300	11,900	6,000
14,800	6,300	13,000	6,300
15,200	6,300	13,700	6,300
15,500	6,300	14,100	6,300
17,400	7,600	15,800	7,600
17,400	7,600	16,800	7,600
17,400	7,600	17,200	7,600
17,400	8,700	17,200	8,600
17,400	8,700	17,200	8,600
17,400	8,700	17,200	8,600
20,800	10,400	17,400	8,700

に改め、同表備考中7を

」

8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 2(1)に該当する場合において、基準年度の所得割課税額が48,600円以上であるときの保育料は、2及び3にかかわらず、3,000円とする。

別表第2 1及び同表2備考以外の部分中「午前8時から」を「午前7時30分から」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に幼稚園に入園した者におけるこの規則による改正後の京都市立学校保育料等徴収条例施行規則別表第1（以下「別表第1」という。）の規定の適用については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に幼稚園に入園した者 別

表第1 その他の世帯の項中

「

48,600円以上 58,099円以下	10,000	4,600	9,100	4,600
58,100円以上 67,599円以下	11,900	5,300	10,100	5,100
67,600円以上 77,100円以下	13,200	6,300	11,900	6,000
77,101円以上 86,999円以下	14,800	6,300	13,000	6,300
87,000円以上 96,999円以下	15,200	6,300	13,700	6,300
97,000円以上 102,599円以下	15,500	6,300	14,100	6,300
102,600円以上 110,899円以下	17,400	7,600	15,800	7,600
110,900円以上 124,999円以下	17,400	7,600	16,800	7,600
125,000円以上 138,599円以下	17,400	7,600	17,200	7,600
138,600円以上 168,999円以下	17,400	8,700	17,200	8,600
169,000円以上 174,599円以下	17,400	8,700	17,200	8,600
174,600円以上 211,200円以下	17,400	8,700	17,200	8,600
211,201円以上	20,800	10,400	17,400	8,700

とあ

」

るのは,

「

48,600円以上 58,099円以下	9,000	4,600	9,000	4,600
58,100円以上 67,599円以下	11,000	5,300	10,100	5,100
67,600円以上	11,000	5,500	11,000	5,500

とす

」

る。

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に幼稚園に入園した者 別

表第1 その他の世帯の項中

「

10,000	4,600	9,100	4,600
11,900	5,300	10,100	5,100

13,200	6,300	11,900	6,000
14,800	6,300	13,000	6,300
15,200	6,300	13,700	6,300
15,500	6,300	14,100	6,300
17,400	7,600	15,800	7,600
17,400	7,600	16,800	7,600
17,400	7,600	17,200	7,600
17,400	8,700	17,200	8,600
17,400	8,700	17,200	8,600
17,400	8,700	17,200	8,600
20,800	10,400	17,400	8,700

とあるのは、

」

「

9,500	4,600	9,000	4,600
11,400	5,300	10,100	5,100
12,200	5,900	11,400	5,700
12,900	5,900	12,000	5,900
13,100	5,900	12,300	5,900
13,200	5,900	12,500	5,900
14,200	6,500	13,400	6,500
14,200	6,500	13,900	6,500
14,200	6,500	14,100	6,500
14,200	7,100	14,100	7,000
14,200	7,100	14,100	7,000
14,200	7,100	14,100	7,000
15,900	7,900	14,100	7,000

とする。

」

(教育委員会事務局指導部学校指導課)